

公益社団法人大分県社会福祉士会 会員の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

(正会員の入会基準)

第2条 本会の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 所定の会費を本会に対して納入すること。
 - (2) 入会者は、この法人の管理する社員名簿に登録すること。
 - (3) 第2項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、別に定める変更届を本会へ提出すること。
2. 前項の入会申し込みは、理事会が別に定める入会申込書によって行われなければならない。
 3. 申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを本人に通知する。

(正会員の入会申込)

第3条 本会への入会は、定款第6条に定める入会申込書によって行われなければならない。

2. 前項の入会申込書は、本部の入会申込書をもって替えることができる。

(賛助会員の入会基準)

第4条 定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
 - (2) 個人の場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
 - (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。
 - (4) 所定の年会費を本会に納入すること。
2. 前項第2号により入会しようとする者は、入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で第2条に規定する正会員として改めて入会をしなければならない。

(賛助会員の入会申込)

第5条 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

(準会員の入会基準)

第6条 定款第5条第1項第4号に規定する準会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同すること。
 - (2) 法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
 - (3) 本会理事会において、準会員として適切であると承認を受けること。
 - (4) 本会が通信連絡に要する経費のうち一定額を負担すること。
2. 前項第4号の額については、理事会において別に定める。
3. 入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、準会員を退会した上で本部の正会員もしくは第2条に規定する本会の正会員として改めて入会しなければならない。

(準会員の入会申込)

第7条 本会への入会は、会長が別に定める入会申込書によって行われなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

この場合は、各名簿の登録を抹消する。

2. 定款第11条の定めにより、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合は、各名簿の登録を抹消する。
3. 第1項の規定にかかわらず、別に定める「正会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」による苦情申立がなされた正会員については、処分の有無が確定するまで退会届を留保し、本会正会員である資格は維持される。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第10条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
この規則は、2023年5月27日に改正し施行する。